

【松本市商店街空き店舗活用事業】

松本市産業振興部商工課

1 制度の趣旨

松本市における商業の振興を図るため、商店街の空き店舗の解消を促進することを目的とします。

2 対象事業費

商店街の空き店舗を活用して事業を営む場合の家賃(共益費、駐車料等を除く)

3 補助期間

最大1年間(交付決定を受けた月から12か月分)

4 補助率

対象事業費の1/10以内(上限4万円/月額)

※中心市街地の空き店舗で松本商工会議所の承認を得た場合2/10以内(上限8万円/月額)

5 用語の定義

事業者	市内に店舗を有しない事業者または市内に有する店舗を継続して営業する(移転不可)事業者
商店街	用途地域が商業地または近隣商業地の地域に位置し、おおむね10件以上の商店が近接して形成している商店街を指します。
空き店舗	次の条件を全て満たすもの ① 前の入居者が退去した後、または物件が完成した後3カ月を経過しても入居者の決まらない店舗施設 ② 建物の1階に位置すること。ただし、中心市街地の場合は、建物の1階または2階に位置すること。 ③ 大規模小売店舗立地法に規定する大型店でないこと。
中心市街地	松本市立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域の中心市街地を指します。

6 対象者(新規開業家賃補助事業との併用はできません。)

次の条件を全て満たす方が対象となります。

- (1) 松本商工会議所または松本市波田商工会の指導を受けていること。
- (2) 住所地の税金等に滞納がないこと。
- (3) 営業に必要な許可等が取得されている、または取得見込みであること。
- (4) 1年以上継続して営業することが見込まれること。
- (5) 事業形態や規模につき、中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号、第5号または第6号のいずれかに該当すること。
- (6) 中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種で市長が適当と認める業種を営むこと。
※対象外(代表例):農業、林業、漁業、金融・保険業、特殊浴場業、易断所、パチンコホール、芸妓業、場外馬券売場、風営法3条1項の適用を受ける飲食業

7 申請方法・交付の決定(審査月:4月、7月、10月、1月 前月15日が〆切)

商工課への書類提出と松本商工会議所(松本市波田商工会)への経営相談受付をもって申請が完了となります。書類審査や現地調査等を経た後に、市長が交付の可否を決定します。

8 補助金支払いの時期(専用フォームでの電子申請となります。)

- (1) 補助期間終了後、事業の実績報告書を確認したうえで、一括して支払います。
- (2) 振込による家賃支払いの確認は原則、口座の異動履歴(通帳写し、もしくは ATM の振込明細)により実施します。領収書等で確認する場合は、市から家賃の支払い先へ事実確認をする場合がありますので、ご承知おきください。

9 その他

- (1) 交付申請書類は、必ず事業開始(開店)前に商工課までご提出ください。
- (2) 店舗の位置する商店街団体の活動及び商工団体の会員活動への協力をお願いします。

【お問合せ】

松本市丸の内3-7本庁舎5階
松本市産業振興部 商工課 商業振興担当
Tel:34-3110(直通) FAX:34-3008
Mail:shoukou@city.matsumoto.lg.jp

【申請書類】

- 申請書(様式第1号)
- 住民票(法人の場合は代表者のもの)
- 営業許可証・営業に必要な資格証の写し(許認可を必要とする業種の場合)
- 事業計画書又は創業計画書
※ 松本商工会議所または松本市波田商工会の指導を受けて作成したものを提出してください。
- 履歴書
※ 任意の様式で結構です。
※ 中学校卒業時から記載してください。
※ 職歴は業種が分かるよう記入してください。
※ 新たに法人を設立した場合は代表者のもの。既設の法人の場合は、法人の概要が分かる資料を提出してください。
- 店舗の賃貸借契約書の写し
- 3カ月空き店舗だったことを証明する書類
※ 賃貸人等にご記入いただいでください。
- (前)居住地の市税に滞納がないことが確認できる書類
※ 市外にお住まいの方、松本市内に1年以内に転入された方は、直近の納税地で発行された納税証明書等をご提出ください。
※ 松本市内にお住まいの方は提出不要です。
- 法務局登録印(法人の場合のみ)
- 会社の定款(写し)(法人の場合のみ)
- 履歴事項全部証明書(法人の場合のみ)
- その他市長が必要と認める書類

※開店前に書類を提出してください。

___月 ___日() 〆切

【交付決定後の手続き】

専用フォームで電子申請していただきます。(マニュアルを申請時にお渡しします。)

- 1 補助金の請求・実績報告について
 - (1) 補助期間終了後、家賃の支払いを証明する書類を添付のうえ、請求手続きおよび実績報告手続きを行ってください。
 - (2) 1年間の補助期間終了後は、年間の経営状況をまとめた「経営状況調書」を松本商工会議所(松本市波田商工会)と作成してください。
- 2 初回以降の補助金交付申請について
年度切り替わり時(4月)に、残りの補助期間について交付申請が必要です。